

印西防第 22号  
平成18年 4月11日

印西市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 高城龍夫様

印西市長 山崎山洋

印西市防犯カメラ設置及び管理運用基準（案）並びに印西市防災メール運用規定  
(案)について（諮問）

このことについて、印西市個人情報保護条例第8条第3項第9号並びに第9条第1項  
第9号の規定により意見を求める。

記

1. 印西市防犯カメラ設置及び管理運用基準（案）  
【条例第8条第3項第9号並びに第9条第1項第9号】
2. 印西市防災メール運用規程（案）  
【条例第9条第1項第9号】

# 印西市防犯カメラ設置及び管理運用基準（案）

## （目的）

- 第1条 この基準は、本市が公共の場所において犯罪防止等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。
- 2 市は、公共の場所への防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに際して、その設置目的を適正かつ効果的に達成するよう努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「市民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

## （用語の定義）

- 第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 防犯カメラ 犯罪を予防することを目的として、公共の場所で特定の場所に常設するカメラで、画面表示、通信、録画のために必要な関連機器及び専用回線等により構成される装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像で、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園、広場、自転車駐車場、道路に準ずる通路等の公共の用に供する場所をいう。

## （防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ運用責任者）

- 第3条 市は、公共の場所における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るために、犯罪を予防しようとする公共の場所の区域（以下「防犯対象区域」という。）ごとに防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置かなければならない。
- 2 管理責任者は、防犯対象区域を所管する部の長とし、次の各号に掲げる事務を行う。
- (1) 防犯カメラの設置場所に関すること。
- (2) 画像の保存及び取扱いに関すること。
- (3) 捜査機関等第三者からの画像の利用申請に関すること。
- 3 運用責任者は、防犯対象区域を所管する所属の長とし、次の各号に掲げる事務を行う。
- (1) 防犯カメラの保守及び維持管理に関すること。
- (2) 映像録画機器の点検及び維持管理に関すること。
- (3) 画像取扱職員（所属職員のうち、画像の取扱いを担当する職員をいう。）の指定及び解除に関すること。

## （防犯カメラの設置に係る措置）

- 第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。
- (1) 防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域内の見やすい箇所に防犯カメラを設置している旨を表示しなければならない。
- (2) 市民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要最小限の範囲となるように調整すること。
- (3) 画像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等を防止すること。

## （画像等の保管）

- 第5条 管理責任者は、防犯カメラによって撮影された画像及び画像を収録した記録媒

体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、画像及び記録媒体を検索できる者を限定すること。
- (2) 記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）は2週間以内とし、管理責任者が別に定める。また、当該期間経過後は速やかに画像の消去又は記録媒体の破碎等の処理を行うとともに、その処理手順を明確にしておくこと。
- (3) 画像は加工せずに、撮影時の状態のままで保管すること。
- (4) 画像から知り得た市民等の情報を他に漏らしてはならない。
- (5) 記録媒体は、施錠等により防護された場所に保管すること。
- (6) 画像及び記録媒体を呼び出して画像表示機器に再生するときは、管理責任者又は取扱者が行い、かつ管理責任者が指定した場所で行うこと。
- (7) 記録媒体の画像表示機器及び録画機材設置場所外への持ち出しを禁止すること。  
ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (8) その他、画像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

#### （目的外利用及び外部提供）

第6条 画像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、画像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に基づく場合は、管理責任者は、画像及び記録媒体を設置目的外の目的（以下「目的外」という。）に利用し、又は捜査機関等の第三者に提供することができる。なお、この場合においては第5条第1項第2号に規定する記録媒体の保管期間を延長することができる。

- 2 管理責任者は、捜査機関等の第三者から画像の利用申請があるときは、防犯カメラ画像利用申請書（第1号様式）の提出を求めるものとする。
- 3 運用責任者は、管理責任者の指示に基づき、必要と認められる画像の内容及び範囲を選択するものとする。
- 4 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づき画像を検索した場合、その結果を運用責任者に報告しなければならない。
- 5 画像取扱職員は、画像を検索したときは、防犯カメラ画像検索簿（第2号様式）にその旨を記録しておかなければならない。
- 6 画像取扱職員は、運用責任者の指示に基づかずして画像を検索してはならない。
- 7 管理責任者は、第2号の申請に基づき、捜査機関等に画像を提出しようとするときは、事前に市長の許可を受けなければならない。ただし、犯罪防止等の事由により急を要する場合には、事後の報告をもって代えることができる。

#### （開示請求）

第7条 管理責任者は、本人から、当該本人が識別される画像の開示を求められたときは、本人に対し、当該画像を開示するよう配慮しなければならない。また、開示する場合には、管理責任者立会いのもとに行い、この場合において、立ち会った旨を記載した文書に本人により署名押印してもらうものとする。

- 2 管理責任者は、前項の文書を当該開示した日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間保存しなければならない。

#### （防犯カメラに係る画像の取扱い）

第8条 市が設置した防犯カメラに係る画像の取扱いについては、印西市個人情報保護条例（平成12年6月20日条例第25号）に定めるところによる。

#### （補足）

第9条 本基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この基準は、平成18年 月 日から施行する。

第1号様式

防犯カメラ画像利用申請書

年　月　日

印西市長

(申請者)

住所

機関名等

代表者氏名

担当者氏名

電話番号

印  
印

下記のとおり、防犯カメラ画像の利用を申請します。

記

利 用 目 的	<input type="checkbox"/> 犯人検挙のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他 (理由 )
防犯カメラ設置場所	
防犯カメラ番号	
検索画像	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
特記事項	

第2号様式

		防犯カメラ画像検索簿		年 月 日	
検索指示者	職名	氏名			
		印			
画像取扱職員	所属課・職名	氏名			
		印			
検索指示年月日	年 月 日				
検索目的	<input type="checkbox"/> 犯罪の捜査				
	<input type="checkbox"/> その他(理由 )				
検索日時	年 月 日			時 分 から	
	年 月 日			時 分 まで	
防犯カメラ設置場所					
防犯カメラ番号					
検索画像	年 月 日			時 分 から	
	年 月 日			時 分 まで	
検索結果	<input type="checkbox"/> 検索画像 在 (内容 )				
	<input type="checkbox"/> 検索画像 不在				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )				
特記事項					